○新潟県柏崎市区分所有建築物の耐震改修の必要性の認定に関する実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号。以下「法」という。）第２５条の規定に基づき、区分所有建築物の耐震改修の必要性（以下「耐震改修の必要性」という。）の認定等に関する手続を定めることを目的とする。

（耐震改修の必要性の認定申請）

第２条　法第２５条第１項の規定による認定申請は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成７年建設省令第２８号）第３７条に規定する認定に係る申請書及び添付図書に、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

⑴　新潟県柏崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成２６年規則第４６号）第４条に掲げる書類

⑵　その他市長が必要と認めたもの

（認定の取消し）

第３条　市長は、次のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消すことができる。

⑴　法第２５条第２項に規定する耐震改修の必要性の認定を受けた者が認定の取消しを申請した場合

⑵　偽りその他不正な手段により耐震改修の必要性に係る認定を受けたことが判明した場合

⑶　耐震改修の必要性に係る認定を受けたことについて、不誠実な行為を行った場合

⑷　その他市長が必要と認めた場合

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。